

秘	
指定	厚生労働省労働基準局長
[]	無期限
平成16年2月18日から 平成26年2月17日まで	

基発第0218005号
平成16年2月18日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

企画業務型裁量労働制(労働基準法第38条の4)に関する
決議届等の適正化について

労働基準法(以下「法」という。)第38条の4の規定に基づく裁量労働制(以下「企画業務型裁量労働制」という。)の適用を受ける労働者の適正な労働条件を確保するためには、法、労働基準法施行規則(以下「則」という。)及び「労働基準法第38条の4第1項の規定により同項第1号の業務に従事する労働者の適正な労働条件の確保を図るための指針」(平成11年労働省告示第149号。以下「指針」という。)において定められる具体的な要件が適切に遵守されることが必要である。

このため、法第38条の4の規定に基づく企画業務型裁量労働制に関する決議届及び企画業務型裁量労働制に関する報告(以下「決議届等」という。)が所轄労働基準監督署長に届出・提出された場合の窓口において、下記によりその適正化を図ることとするので、その実施に遺憾なきを期されたい。

なお、平成12年2月24日付け基発第92号「企画業務型裁量労働制(労働基準法第38条の4)に関する各種届の適正化について」は、本通達をもって廃止する。

記

1 窓口における対応

(1) 企画業務型裁量労働制に関する決議届(様式第13号の2(則第24条の2の3第1項関係))について

ア 企画業務型裁量労働制に関する決議届が届け出られた場合には、当該届の必要的記載事項が形式上の要件に適合しているかどうかを確認し、当該届が当該要件に適合していない場合には、当該届出が労働基準法上適法な届出とはならないことを説明した上で、当該届を返戻すること。

その場合、欠けている記載事項を具体的に示した上で再度の届出を指導すること。

なお、必要的記載事項が形式上の要件に適合しているとは、様式第13号の2の記載すべき事項のすべてについて記載があることをいうものであること。

イ 当該届が企画業務型裁量労働制の実質上の要件に適合していない場合には、当該届出によっても、当該要件を満たさない限り、企画業務型裁量労働制を適法に導入することができないことを説明した上で、当該届を返戻すること。

その場合、パンフレット等を活用して、適合していない具体的な要件の内容を説明した上で、別添の指導文書により指導すること。

なお、当該届における企画業務型裁量労働制の実質上の要件とは、次のとおりであること。

(ア) 「業務の種類」、「労働者の範囲(職務経験年数、職能資格等)」、「決議で定める労働時間」等の法第38条の4第1項各号に規定する事項が労使委員会の委員の5分の4以上の多数による議決により決議されていること。

(判断に当たって留意すべき事項)

当該届の各決議事項の内容が具体的に明らかとなっていない場合は、本要件を満たしていないものであること。

特に、各決議事項のうち「業務の種類」については、指針第3の1の(1)に適合しているか確認すること。

(イ) 「委員会の委員数」が3名以上であること。

(ロ) 「任期を定めて指名された委員」が「委員会の委員数」の半数以上であること。

(ハ) 「委員会の委員の半数について任期を定めて指名した労働組合の名称又は労働者の過半数を代表する者」が労働者の過半数を代表する者である場合、当該者について、職制上の地位及び選出方法が則第6条の2第1項の要件を満たしていること。

(ニ) 運営規程が作成され、かつ、労使委員会の同意を得ていること。

(判断に当たって留意すべき事項)

運営規程について、「規程の有無」若しくは「委員会の同意の有無」が「無」の場合又は「運営規程に含まれている事項」のうち○印が付されていない事項がある場合は、則第24条の2の4第4項に規定する要件を満たしていないものとして取り扱うこと。

ただし、「運営規程に含まれている事項」のうち「委員会への情報開示に関する事項」については、指針の第4の4の(3)において使用者及び委員が留意すべき事項として規定されている事項であることから、当該事項のみに○印がないことをもって返戻しようとする場合、当該事業場が法令に基づく形式上の要件を満たしていることを理由として受理を求めるときは、返戻を強制することなくこれを受理すること。

(ホ) 決議の有効期間が定められていること。

(2) 企画業務型裁量労働制に関する報告(様式第13号の4(則第24条の2の5第1項関係))について

企画業務型裁量労働制に関する報告が提出された場合には、記載内容の確認

を行った結果、当該報告の様式第13号の4の項目の一部に記載漏れがある場合は、当該報告が労働基準法上適法な報告とならないことを説明した上で当該報告を返戻すること。

2 郵送により届出・提出された場合の取扱い

事業場から決議届等が郵送により届出・提出された場合であって、形式上の要件又は実質上の要件に適合していないときには、必要に応じて、電話等により事情を聴取し、前記1に基づき、郵送による返戻等の措置を行うこと。

3 申請・届出等処理支援システムにより届出・提出された場合の取扱い

事業場から決議届等が申請・届出等処理支援システムにより届出・提出された場合には、別途指示するところによること。

4 窓口における指導の経緯に係る記録の整理等

(1) 前記1及び2による指導を適切に実施するためには、その指導の経緯を明らかにしておく必要があること、また、決議届等を返戻した場合には、後日、労使当事者からの指導の経緯について照会が行われることもあることなどから、返戻した当該届の写し及び指導文書により指導を行った場合における当該文書の写しを保存しておくこと。

(2) 同一の事業場から決議届等が届出・提出されることから、これらを各事業場ごとに編てつすること。

5 決議届等から問題が認められる事業場に対する監督指導

決議届等に関し、次の事業場に該当する場合には、平成11年2月17日付け基発第70号「今後における一般労働条件の確保・改善対策の推進に関する基本方針について」等に基づき、監督指導を実施すること。

- (1) [REDACTED]
- (2) [REDACTED]
- (3) [REDACTED]

別添

企画業務型裁量労働制に関する決議届（様式第13号の2）について

労働基準法第38条の4の規定による企画業務型裁量労働制に関する「企画業務型裁量労働制に関する決議届」については、下記事項の□内にレ印を付した事項が満たされておりませんので、再度検討の上、届け出て下さい。

- 1 労使委員会の委員の5分の4以上の多数による議決により、次の内容が決議において具体的に明らかにされていること。
- (1) 「業務の種類」が以下の要件を満たしていること。
 - (a) 事業の運営に関する事項についての業務であること。
 - 対象事業場の属する企業等に係る事業の運営に影響を及ぼす事項についての業務であること。
 - 又は
 - 当該事業場に係る事業の運営に影響を及ぼす独自の事業計画や営業計画についての業務であること。
 - (b) 企画、立案、調査及び分析の業務であること。
 - (c) 当該業務の性質上これを適切に遂行するにはその遂行の方法を大幅に労働者の裁量にゆだねる必要がある業務であること。
 - (d) 当該業務の手段及び時間配分の決定等に関し使用者が具体的な指示をしないこととする業務であること。
 - (2) 「労働者の範囲(職務経験年数、職能資格等)」について、対象業務を適切に遂行するための知識、経験等を有する労働者の基準
 - (3) 1日当たりのみなし労働時間
 - (4) 「(労働者の労働時間の状況の把握方法)」について、対象労働者の労働時間等の状況等の勤務状況を把握する方法
 - (5) 「労働者の健康及び福祉を確保するために講ずる措置」について、上記(4)により把握した勤務状況に基づいて、対象労働者の勤務状況に応じた健康・福祉確保措置
 - (6) 「労働者からの苦情の処理に関して講ずる措置」について、苦情の申出の窓口及び担当者、取り扱う苦情の範囲、処理の手順・方法等
 - (7) 労働者の同意を得なければならないこと及び同意をしなかった労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならないこと。
 - (8) 決議の有効期間
 - (9) 上記(4)から(7)までにに関する記録を労働者ごとに保存することについて定めていること。
- 2 「労使委員会の委員数」が3名以上であること。
- 3 「任期を定めて指名された委員」が「委員会の委員数」の半数以上であること。
- 4 「委員会の委員の半数について任期を定めて指名した労働組合の名称又は労働者の過半数を代表する者」が労働者の過半数を代表する者である場合、当該者について職制上の地位及び選出方法が労働基準法施行規則第6条の2第1項の要件を満たしていること。
- 5 運営規程を作成し、かつ、労使委員会の同意を得ていること。
- 6 運営規程で、開催、議長の選出、決議の方法、定足数及び委員会への情報開示に関する事項が定められていること。

平成 年 月 日

殿

労働基準監督署

(担当:)

※ 具体的な改善方法や不明な点につきましては、当署あてお問い合わせ下さい。